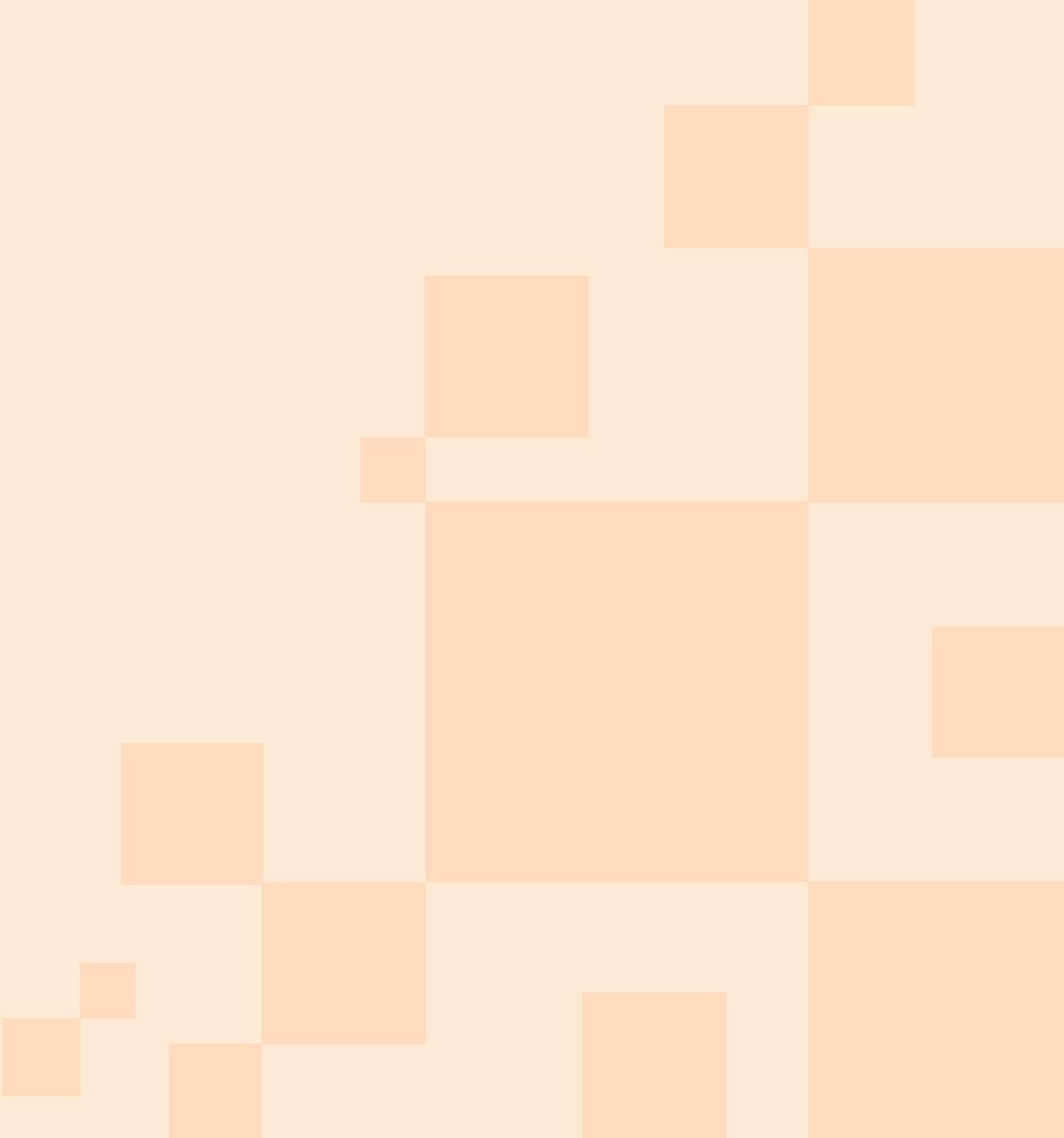


第4編

重点施策



第4編 重点施策

本市の目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて、基本方針に沿って計画期間である5年間に特に重点的に取り組む施策を「重点施策」として位置付け、各部局が連携して横断的にその取り組みを推進していきます。

基本方針1 子どもたちの未来が広がるまち

重点施策

1

子どもたちの未来が広がる子育て・教育の新ステージの実現

(1)「子育てするなら福島市」の実現

- ①保育施設や放課後児童クラブの待機児童がでないよう、供給量や保育士等の確保にさらに取り組むとともに、特色ある幼児教育・保育の推進などの質の向上を一層推進します。
- ②安心して子育てができるよう、子ども家庭総合支援拠点^(注11)によるきめ細やかで家族に寄り添った相談支援体制を強化するとともに、地域や教育機関、保育施設、民間団体等と連携を図りながら子どもを守る地域ネットワークを強化します。
- ③出会いの場の創出、結婚への支援など、ライフステージに応じた各種支援を充実します。

(2)学びの環境と教育の質の充実

- ①安心安全で良好な学習環境を整備するため、老朽化した学校施設の改築や長寿命化改修等を計画的に推進します。
- ②児童生徒1人1台配備した学習用タブレット端末を活用し、授業において情報活用能力を育むとともに、各教科等での学びをより充実させます。また、学級間や外部機関、家庭などをつないだオンライン授業等も検討するなど、ICT^(注1)教育の充実を図ります。
- ③教員の育成や様々な主体との連携等により、多様なニーズに対応した教育の質の向上を進め、併せていじめ、不登校への対応の改善を図ります。

(注1) ICT：14ページ参照。

(注11) 子ども家庭総合支援拠点：

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行うための拠点。

重点施策

2

復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進

(1)放射線対策の推進

①被災県の県都として、不安を抱えている市民に寄り添い、外部・内部被ばく検査、健康相談・健康講座、妊産婦への家庭訪問、臨床心理士等による相談など、市民の健康管理と心のケアの取り組みを引き続き推進します。

(2)風評払拭に向けた取り組みの推進

- ①空間放射線量測定や食品・農産物の放射能測定による放射線に関する正確な情報発信、重点消費地におけるトップセールス・メディアPRの展開、小中学生等に向けた放射線教育など、放射線に対する不安の解消と風評払拭に向けた取り組みを引き続き推進します。
- ②健康への不安等から全国各地に自主避難している避難者の帰還に向けて、本市の今を知る機会や不安等を解消するための相談などの取り組みを引き続き推進します。

重点施策

3

災害対策の強化

(1)台風等による水害対策の強化

- ①気候変動などの影響による災害の大規模化や頻発化等の状況の中で、台風等による浸水被害の発生と拡大防止を図るため、減災・水防対策や土地利用対策、治水対策、流域対策などによる水害対策パッケージを推進し、水害対策を強化します。
- ②被災者に対しては、相談窓口の巡回やワンストップ化、ボランティアニーズ把握など、積極的にプッシュ型の支援を行います。
- ③災害ごみやし尿の広域処理の受け入れ、人的応援派遣、消防・救急活動など、周辺市町村との連携体制を強化します。

(2)災害時の情報収集伝達体制等の強化

- ①台風、地震、火山等の自然災害時の市民に対する災害情報の的確・迅速な提供などを図るため、ICT^(注1)等を活用した情報収集伝達体制を強化します。

(注1) ICT：14ページ参照。

- ②災害時要援護者登録制度の普及啓発に努めるとともに、町内会や消防団等を中心とした地域コミュニティとの連携により、災害時要援護者^(注12)への情報伝達と避難支援体制を強化します。

(3)新たな連携体制の強化

- ①災害時要援護者の避難受け入れ、インフラの維持修繕や通信復旧に関する相互実施・相互派遣、物資提供など、国・県のほか多様な事業者や団体等と新たな連携体制を強化します。

(4)ライフラインの災害対策の強化

- ①災害に強い水道の構築を目指し、重要施設である基幹施設^(注13)と基幹管路^(注14)の計画的な更新に取り組み耐震化を図ります。

(5)感染症に対応した避難支援の強化

- ①災害時の避難による感染症拡大の防止を図るため、分散避難や避難所におけるサーマルカメラ等による検温、テント設置等によるソーシャルディスタンス確保などの感染防止対策を強化します。

重点施策 4

安心して暮らせる健康・医療・福祉の総合的な推進

(1)健都ふくしまの実現

- ①健康づくりの習慣化による「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」、介護予防や生涯スポーツを通じた世代間交流など地域住民が主体となる「地域の健康づくり」、生活習慣病やがん予防など働く世代の健康課題の解決を目指して関係機関等との連携を強化する「職場の健康づくり」による市民総ぐるみの健康づくりを推進します。
- ②市の公共施設の原則施設内禁煙や福島駅東口駅前広場及びその周辺・福島駅西口駅前広場における喫煙禁止区域の設定に加え、東京2020大会の本市開催を契機として、WHOの基準も視野に入れながら、受動喫煙防止に積極的に取り組みます。

(注12) 災害時要援護者：
高齢であったり、障がい等があるために災害発生時に特に支援が必要な方。

(注13) 基幹施設：
配水池等の供給上で重要度の高い施設。本市は27施設。

(注14) 基幹管路：
重要度の高い導水管(水源から浄水場までの管)、送水管(浄水場・受水池から配水池までの管)及び配水本管(口径400mm以上の管)のこと。本市は管路総延長約1,600kmのうち約123kmが基幹管路。

(2) 地域医療体制の強化

- ①新型コロナウイルス感染症などの新たな危機に立ち向かうため、医師会等と連携しながら感染症に係る発熱外来などの診療体制や検査体制、移送体制などを強化します。
- ②団塊の世代^(注15)が75歳以上となる2025年問題や団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年問題を見据え、医療・保健関係者に対するサポート・支援体制を充実するとともに、病院を中心とした「拠点化」を推進するなど、医療体制を強化します。
- ③休日在宅当番医制度や夜間急病診療所、休日救急歯科診療所による初期救急医療を確保するとともに、救急医療病院群輪番制^(注16)による二次救急医療体制を整備し、迅速な医療サービスの確保と救急医療体制のさらなる充実を図ります。

(3) 人生100年時代に対応した高齢者の元気づくり

- ①高齢者やその家族等が地域において安心して日常生活を送れるよう、多様なニーズに対応した介護サービスの提供など地域包括ケアシステム^(注17)を整備するとともに、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを目指します。
- ②働く意欲のある高齢者が、培った能力や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりを構築します。
- ③公共交通が行き届いていない地域において地域と行政が支える持続可能な「小さな交通」の導入を進めるなど、高齢者の外出機会の確保を進めます。

(4) 誰もが安心して暮らせる共生社会^(注18)の実現

- ①子どもから高齢者、障がいのある人、外国人など、誰もが地域で安心して暮らせるよう、ハード面のバリアフリーだけでなく、心のバリアフリー^(注19)にも積極的に取り組み、互いに支え合う地域づくりを推進します。
- ②障がいのある人やその家族等が地域において安心して暮らせるよう、生活支援や地域社会における自立と社会参加の支援、就労支援などの取り組みを推進します。

(注15) 団塊の世代：
第一次ベビーブーム世代とも呼ばれ、一般的に第二次世界大戦直後の1947年(昭和22年)～1949年(昭和24年)に生まれた世代を指す。

(注16) 救急医療病院群輪番制：
初期救急医療(入院の必要がなく帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療)に対する後方医療機関として、土曜の午後、休日昼間及び毎夜間の重症救急患者の診療を受け入れる市内の11病院の輪番制による救急医療体制。

(注17) 地域包括ケアシステム：
高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「介護・介護予防・医療・生活支援・住まい及び自立した日常生活の支援」を一体的に提供する仕組み。

(注18) 共生社会：
障がいの有無や性別、年齢、国籍等によって分け隔てられることなく、相互に人権と個人を尊重し合い、ともに支えあう社会。

(注19) 心のバリアフリー：
様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

基本方針3 次世代へ文化と環境をつなぐまち

重点施策

5

豊かな文化芸術の振興と発信

(1)「古関裕而^(注6)のまち・ふくしま」の取り組みの推進

- ①古関メロディーが街なかで楽しめる音楽祭など、市民や本市を訪れた方々が古関メロディー等の音楽に触れる機会を積極的に提供し、文化がまちに溶け込み、文化の薫りを醸し出す官民共創によるまちづくりを推進します。
- ②古関裕而記念館や音楽堂など、特色ある文化施設を積極的に活用し、本市の文化芸術を市内外に戦略的に発信します。

(2)福島らしい文化芸術の振興と継承

- ①「福島市文化振興条例」を制定し、福島らしい文化芸術を振興するとともに、未来へ継承します。
- ②市民や関係団体との共創により、今ある文化芸術の定着と認知度を高めるとともに、本市の文化芸術活動を一層活性化するため、次世代の文化芸術を担う人材を発掘・育成し、幅広い世代による充実した文化芸術活動を促進します。
- ③しゃがむ土偶^(注20)や建築物など、現代に伝わる文化財を保存・活用し、市民がその文化に親しむとともに、まちの活性化を進めます。

重点施策

6

脱炭素社会の実現と循環型社会の構築

(1)脱炭素社会^(注2)(温室効果ガス排出量実質ゼロとなる社会)の実現

- ①再生可能エネルギーの導入拡大と水素エネルギーの効果的な活用や、ライフスタイルの転換などによる温室効果ガス排出量削減を推進します。
- ②森林等による温室効果ガスの吸収のため、森林の適切な管理や木材の利活用などを推進します。
- ③温室効果ガス排出量削減は、環境面の効果だけではなく、経済面や社会面の課題解決も見据え、相乗効果の視点を持った取り組みを推進します。

(注2) 脱炭素社会：14ページ参照。

(注6) 古関裕而：16ページ参照。

(注20) しゃがむ土偶：

1952年(昭和27年)に、福島市飯坂町東湯野の上岡遺跡から出土した縄文時代の土偶で、土偶単体としては13体目、福島県内では唯一の重要文化財。乳房や膨らんだお腹が表現された縄文時代の女性像で、腕を組んで膝を抱えて座った独特のポーズは、座産又は折りのポーズと考えられている。過去には、イギリスの大英博物館やフランスでも展示された。

- ④近年の気候変動の状況を踏まえ、地球温暖化の原因を抑制する施策(緩和策)とともに、地球温暖化により生じる影響を抑制する対策(適応策)も推進します。

(2)循環型社会^(注3)の構築

- ①ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)の取り組みを積極的に進めるとともに、これらの取り組み後に発生する資源化可能なごみのリサイクルを徹底することで、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を図ります。
- ②やむを得ず排出されるごみについては、効率的な収集・運搬に努め、焼却・資源化等の適正な中間処理を継続することで最終処分量の削減を図ります。
- ③新しいごみ焼却施設や最終処分場の整備にあたっては、安定的かつ衛生的に処理ができるように整備することはもちろん、環境負荷の低減に配慮し、施設規模の適正化による経費縮減に努めます。

基本方針4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

重点施策 7

「人」と「活力」であふれる農業・商工業の実現

(1)「人」と「活力」があふれる農業の実現

- ①果樹をはじめ、米、野菜、花き・花木など、様々な作物が生産される多様性を持った地域特性を生かしながら、持続的発展のため、農業関係機関や福島大学食農学類等との連携による意欲ある担い手の確保・育成を図るとともに、農福連携や移住・定住者をはじめとした多様な人材が活躍できる取り組みを推進します。
- ②農業経営の強化のため、農産物のブランド化や6次産業化の推進による農産物の高付加価値化、気候変動に対応できる農業の確立、AI^(注21)やICT^(注1)を活用したスマート農業^(注22)の促進による生産性・収益性の向上を図ります。

(注1) ICT：14ページ参照。

(注3) 循環型社会：14ページ参照。

(注21) AI：
Artificial Intelligenceの略。人工知能。

(注22) スマート農業：
ロボット技術やICTを活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進している新たな農業。スマート農業の推進により、農作業における省力・軽労化をさらに進めることが出来るとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待される。

(2)「人」と「活力」があふれる商工業の実現

- ①空き店舗等のリノベーション^(注23)や多種多様な店舗の新規出店への支援、ICTを活用した多様なニーズに対応した販売の確立など、関係団体や地元商工団体等と連携を強化します。
- ②企業経営の強化のため、AIやICTの活用促進、生産能力や技術水準を高めるための人材の確保・育成、「ふくしまチャレンジフィールド^(注24)」の活用などによる企業誘致や先端産業の集積などを積極的に推進します。
- ③福島イノベーション・コースト構想^(注25)推進の玄関口として、本市の高速交通網の利便性の高さや県立医科大学や福島大学など高等研究機関等の集積を生かしながら、浜通りでの取り組みをサポートするとともに、構想と市内企業との連携を促進します。

重点施策

8

福島らしい個性とにぎわいのあるまちづくり

(1) 福島駅前再開発と交流・集客拠点施設整備の推進

- ①福島圏域の定住・交流の拠点となる中心市街地活性化の核として、多様な高次の都市機能^(注10)を有する福島駅前再開発事業を推進します。
- ②その一環として交流・集客拠点施設を整備し、コンベンション機能の強化を図ることによって交流人口や関係人口^(注26)等を拡大するとともに、市民の文化芸術活動等を促進します。

(2) 街なかの魅力と回遊性の向上

- ①再開発事業と連携しつつ、街なかの空き店舗等に魅力ある商業店舗やオフィス等の誘致を進めるとともに、街なか居住を促進します。
- ②花見山の「花」や古関裕而^(注6)氏の「音楽・文化」など、各コンテンツを育て連動させながら、まちとしての楽しさやわくわく感を感じさせる取り組みを推進します。
- ③花見山や信夫山、パセオ通り、古関裕而ストリート(レンガ通り)、文化通りなどの今ある財産をブラッシュアップし、新たなコンセプトを創出しながら、街なかを訪れた人が回遊したくなる特色あるまちづくりを推進します。

(注6) 古関裕而：16ページ参照。

(注10) 高次の都市機能：41ページ参照。

(注23) リノベーション：
機能を刷新し、新しい価値を生み出すための改修。

(注24) ふくしまチャレンジフィールド：
本市をテストフィールドとする企業の新しい技術や新製品開発のためのマーケティング調査や社会実験を“オールふくしま”で応援する取り組み。市民と市役所職員によるモニタリング、広大な自然や施設を活用したテスト会場の提供など、企業の希望に沿った調査を支援する。

(注25) 福島イノベーション・コースト構想：
東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト。

(注26) 関係人口：
移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

- ④関係団体や地元商工団体等と連携を図りながら、様々なイベントや定期的な歩行者天国を実施し、感染防止対策をしっかりと講じたうえで、街なかのにぎわいを積極的に創出します。
- ⑤まちづくりに汗をかくアクティブな人材を確保・育成するとともに、にぎわい創出のアイデアや、やる気にあふれる大学生や若者等の人材を発掘し、まちづくり活動への積極的参画を促進します。
- ⑥高齢者や障がいのある人などに配慮し、街なかでの移動や街なかと郊外部間の公共交通手段を充実するとともに、必要な駐車場は確保しつつ、パーク&バスライドによる移動の円滑化を検討します。
- ⑦受動喫煙防止重点区域の指定やポイ捨てのない美しいまちづくり運動、心のバリアフリー^(注19)など、ソフト面の取り組みも積極的に推進します。

(3)「古閑裕而のまち・ふくしま」の取り組みの推進【再掲】

- ①古閑メロディーが街なかで楽しめる音楽祭など、市民や本市を訪れた方々が古閑メロディー等の音楽に触れる機会を積極的に提供し、文化がまちに溶け込み、文化の薫りを醸し出す官民共創によるまちづくりを推進します。
- ②古閑裕而記念館や音楽堂など、特色ある文化施設を積極的に活用し、本市の文化芸術を市内外に戦略的に発信します。

(4)福島らしさがあふれる観光の振興

- ①飯坂、土湯、高湯の各温泉地における温泉の魅力や満足度の向上に向けた取り組み等を支援し、温泉地の振興を図ります。
- ②花・くだもの・温泉・豊かな自然など、本市の魅力にさらなる付加価値を高める取り組みを進めるとともに、様々な分野で活躍する人材を発掘・育成し、観光まちづくりを推進します。

(5)個性ある地域づくりの推進

- ①各地域においても、地域ならではの自然・文化・産業等を生かし、地域おこし協力隊などの外部人材も活用しながら、個性ある地域づくりを推進します。

(6)スポーツのまちづくり

- ①復興五輪開催都市としてのレガシーを生かし、市民の多様なスポーツ活動を促進するとともに、官民連携のスポーツコミッション^(注27)のもと、市内外からスポーツイベントを誘致し、スポーツによる地域活性化を図ります。

(注19) 心のバリアフリー：47ページ参照。

(注27) スポーツコミッション：

市、スポーツ団体、観光団体、障がい者関係団体等が一体となり、スポーツを通じて地域活性化に取り組む組織。

移住・定住に向けた支援・受入体制の強化

(1) 移住・定住に向けた支援・受入体制の強化

- ① 移住希望者のライフスタイルに沿った住環境の整備や雇用・就労支援、空き家や空き店舗の利活用など積極的な支援を行い、本市への移住・定住を促進します。
- ② 首都圏を中心に、コロナ禍におけるテレワーク^(注28)等の導入に加え、地方へのオフィス移転の機運が高まっていることを踏まえ、交通アクセスの良い本市へのオフィス移転や家族を含めた移住支援を強化します。
- ③ 地域課題の解決に取り組むベンチャー^(注29)企業等の創業者支援による定住・2地域居住の仕組みを構築します。また、クリエイティブな人材の移住等を促進し、温泉や文化等と連携した相乗効果によりまちの魅力を創出します。

(2) 「子育てするなら福島市」の実現【再掲】

- ① 保育施設や放課後児童クラブの待機児童がでないよう、供給量や保育士等の確保にさらに取り組むとともに、特色ある幼児教育・保育の推進などの質の向上を一層推進します。
- ② 安心して子育てができるよう、子ども家庭総合支援拠点によるきめ細やかで家族に寄り添った相談支援体制を強化するとともに、地域や教育機関、保育施設、民間団体等と連携を図りながら子どもを守る地域ネットワークを強化します。
- ③ 出会いの場の創出、結婚への支援など、ライフステージに応じた各種支援を充実します。

基本方針5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

市民総活躍と市民共創のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる共生社会の実現【再掲】

- ① 子どもから高齢者、障がいのある人、外国人など、誰もが地域で安心して暮らせるよう、ハード面のバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーにも積極的に取り組み、互いに支え合う地域づくりを推進します。

(注28) テレワーク：
情報通信機器を利用し会社以外の場所等で仕事を行う勤務形態。場所や時間にとらわれない自由な働き方。

(注29) ベンチャー：
新しい技術やビジネスモデルで新しい事業や取り組みを始めること。

- ②障がいのある人やその家族等が地域において安心して暮らせるよう、生活支援や地域社会における自立と社会参加の支援、就労支援などの取り組みを推進します。

(2)女性が活躍できる地域社会の形成

- ①行政や企業、地域等における女性の参画をさらに促進し、女性の視点も十分に反映された地域社会の形成を進めます。
- ②女性が自ら望む人生設計を実現するための様々な機会の充実を図るとともに、子育てしやすい環境等を一層整備し、活躍できる環境づくりと男女共同参画を推進します。

(3)人生100年時代に対応した高齢者の元気づくり【再掲】

- ①高齢者やその家族等が地域において安心して日常生活を送れるよう、多様なニーズに対応した介護サービスの提供など地域包括ケアシステム^(注17)を整備するとともに、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを目指します。
- ②働く意欲のある高齢者が、培った能力や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりを構築します。
- ③公共交通が行き届いていない地域において地域と行政が支える持続可能な「小さな交通」の導入を進めるなど、高齢者の外出機会の確保を進めます。

(4)共創^(注8)によるまちづくりの推進

- ①これまでの「協働」を基本としつつ、その考えをさらに進化させ、住民や団体、事業者、行政などの様々な人々が共創で作り上げた地域住民の活動指針である「ふくしま共創のまちづくり計画」に基づき、地域の特性や実情に応じた住民によるまちづくりを推進します。
- ②産官学連携プラットフォーム^(注30)をはじめとした大学・短期大学、企業、行政など多様な主体が連携する取り組みを推進し、それぞれが持つ資源を活用しながら地域課題を解決するとともに、地域の活性化や市民サービスの向上を図ります。

(注8) 共創：37ページ参照。

(注17) 地域包括ケアシステム：47ページ参照。

(注30) 産官学連携プラットフォーム：

産(市内の産業界)・官(福島市)・学(市内の大学及び短期大学)が連携し、若者定着や地域の課題解決を推進する連携体制。

新たな施策への挑戦と発信による都市ブランド力の向上

(1) 新たな施策への挑戦と発信

- ① その時々々の市民ニーズに基づき、また状況変化に迅速かつ柔軟に対応するとともに、本市の地域資源も活用しながら、本市独自の施策を積極的に企画し、展開します。
- ② 新機軸を盛り込んだ施策に挑戦し、「福島市は躍動する面白そうなまち」という県都の姿を世界に向けて発信することにより、都市ブランド力の向上を図ります。
- ③ 本市のまちづくりに賛同と共感を得ながら、福島市ファンを拡大する応援型ふるさと納税を推進するとともに、特産品などの「モノ」による返礼品に加え、様々な悩みを抱える寄附者のニーズに対応した問題解決型の返礼品や本市の魅力を生かした体験型の返礼品などの「コト」による返礼品の開発に取り組みます。

基本方針6 効率的で質の高い行財政経営

ICTを活用した行政・経済・社会の変革

(1) ICT^(注1)を活用した行政の変革

- ① 市民が行政手続きに関わる様々な場面において、ICTを活用できる環境を積極的に整えます。また、ICTを用いた様々な情報発信手段を効果的に活用し、市民一人ひとりのニーズに応じた行政情報を迅速に分かりやすく発信するなど、市民サービスの向上と行政の質の向上を図ります。

(2) ICTを活用した経済・社会の変革

- ① 市民生活や地域経済活動などの様々な場面において、ICTが積極的に取り入れられ、活用されるよう、市民や事業者等の積極的取り組みを促しながら、地域社会のデジタル化を推進します。

(注1) ICT：14ページ参照。